

宮内庁図書館蔵文庫所蔵「犬之書」と 犬医療行為の歴史

伊藤 一美¹

はじめに

本稿の課題は、(1)宮内庁図書館蔵文庫所蔵「犬之書」の書誌学的紹介とそれらの記事を比較の基礎として、(2)「犬への医療的行為」が史料的にどこまで遡及できるか、の確認を行うとともにその実態を明らかにするものである。

さて犬に関する医療行為の歴史については、白井恒三郎¹⁾が既に基本研究を行っている。しかし、そこで僅かに当該「犬之書」が「犬の書」として紹介され、「犬の醫書として最初のものと考えられる」(p168)と指摘されているのみである。しかもその所蔵先などは示されていない。最近に至り本学会理事長 小佐々学博士は宮内庁図書館蔵文庫にあることを確認され、その紹介を筆者に依頼された。これを請けて前半では当該史料の内容及び史料の性格を位置づけることとする。

なお、「犬の医療」に関しての概説には、池本卯典ほか編『獣医学概論』の「第2章獣医学史」の項目(小佐々学博士執筆)に史料として野呂元文の「狂犬咬傷治方」(1736年成立)ほかの存在が示されているので参考となる。²⁾ また犬と人間の交流史については谷口研語³⁾によるところが多いことも記しておきたい。

1 「犬之書」について

当該史料の現況は次の如くである。

(1) 現況

- 所蔵者 宮内庁図書館蔵文庫所蔵(函架番号163・1311)
- 現 状 上下2冊。和綴。表紙に「小橋次郎右衛門犬之書 乾」「小橋次郎右衛門犬之書 坤」とある。乾の巻は墨付10丁、坤の巻は墨付5丁。法量23.0×16.5cm。本文は漢字ひらがなが入り混じって記載される。

(2) 本書の成立と伝来

次に当該史料の成立と伝来について考察する。

ITO Kazumi: "Inu no Sho (Textbook of Dogs)" and the History of Canine Veterinary Medicine in Japan

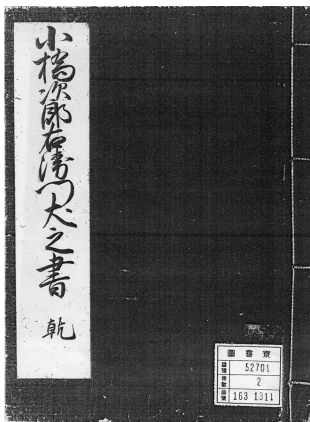
1. NPO法人 鎌倉考古学研究所理事 連絡先: 〒249-0008 神奈川県逗子市小坪4-12-11
游酔庵文庫伊藤文化研究所 伊藤一美 TEL.090-4012-7089

(2016年7月31日受付・2016年9月10日受理)

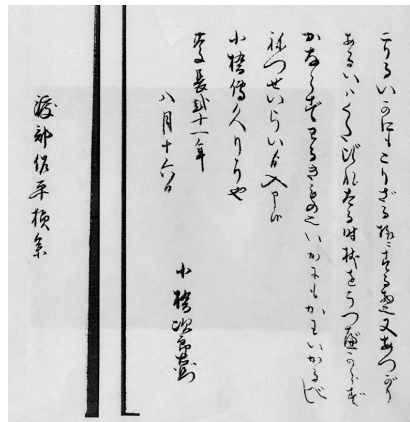
第1冊目の表紙には「小橋次郎右衛門犬之書 乾」(以下「犬之書」乾と略す)とあり、その9枚目の表(9オと略)には「ねつせいらいより入れ申候、小橋伝久りうや、慶長式拾一年八月十六日、小橋次郎右衛門、渡部佐平様参」と記されている。これは慶長21年(実際には元和2年(1616)に「ねつせいらい」なるものから「小橋伝久りうや」に、さらに渡部佐平にこの「犬之書」が伝えられたことを示す。しかし元号を数年経て間違えることなど普通では考えられないので、この伝来期日は疑うべきものとする。

この「小橋次郎右衛門」は「小橋伝久りうや」の子孫に相当するのだろうか。だが系譜的には不明と言わざるを得ない。なお前掲白井氏著では期日を8月13日としてあるが、当該原本では乾・坤ともに「慶長式十一年八月十六日」と記載されている。

この「ねつせいらい」なる者は信濃滋野氏流の禰津氏と考えられる。鷹飼の書である「養鷹秘抄」には「禰津清来りうの大事の書の事」、「ねづの神平大事のだうぐの寸法」以下多数その口伝があることも注意すべきである。⁴⁾ 時代は不詳だが、特に禰津宗光は「神平、大宮新蔵人、伝ふるに鷹飼秘術江酒君流と米光・由光流を合はせて禰津流を相承すと云う」とあることも重要な手がかりである。⁵⁾



宮内庁図書寮文庫所蔵「犬之書」乾・表紙



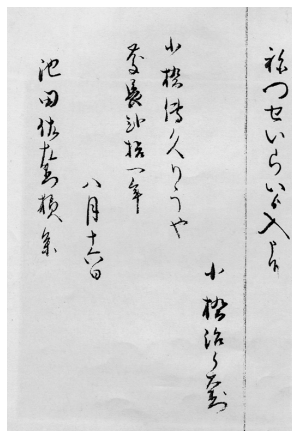
乾の巻 9オ～9ウ(部分)

これらの記述から当該「犬之書」は「鷹飼」と関連する書物であることがうかがわれる。さらに慶長9年(1604)9月に諏訪頼水により写された信濃国屋代秀政伝来の書「禰津松鷗軒記」にも禰津氏が養鷹とともに犬飼の技術を口伝としてきたことを知ることができる。⁶⁾ さらに鎌倉時代の嘉暦2年(1327)3月成立の「白鷹記」に「近頃

世に弄せる奇鷹あり、爰に信濃国禰津の神平が奉る処の白鷹」などの伝承があるという。⁷⁾

こうした背景をもつ当該書にはさらに「坤之巻」5オでは、「小橋伝久りうや、慶長式拾一年八月十六日、池田佐衛門様 参る」と記されている。これから当該「犬之書」乾・坤2冊は「小橋次郎右衛門」から「池田佐衛門」に与えられたものであることが知られる。小橋氏は「ヲバセ、ヲバシ、コバシ」とも読まれるという。摂津や薩摩に同氏があるが不詳である。⁸⁾また池田氏についても多数存在するがこの氏も不詳である。⁹⁾

当該史料「犬之書」の乾10ウおよび坤5ウには図書寮受け入れ記載欄があり、昭和3年(1928)12月、伯爵松平直亮(出雲国旧松江藩主)から図書寮に寄贈されたものであることが知られる。当写本の成立は江戸末期である。



坤巻 4ウ～5オ(部分)

(3) 本書の内容

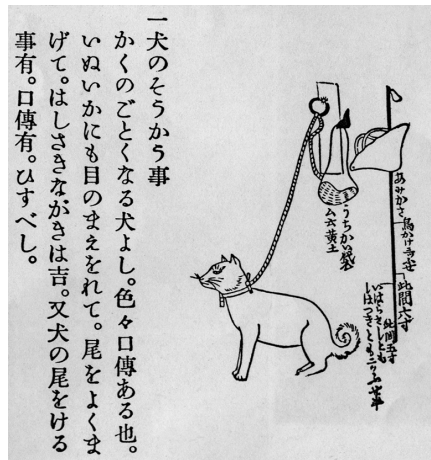
次に当該史料の内容を説明したい。

(イ) 乾の巻

そのはじめには「犬にごとうのことは有、鷹にさんしゅのじぎ有と言事、しよいさいしとゆう事なり」(1オ)と記載され、以下に犬を調教するための方法論が述べられている。その内容は鷹飼の飼育訓練法とも共通の様が見られることである。鷹飼は犬を飼っていることが普通であり、鷹と犬をともに調教して獲物を確保していたことは各種の鷹飼書からも伺うことができ、「犬飼」とともに行動することが普通である。¹⁰⁾例えば「鷹経辨疑論」に「犬飼犬ヲ制シテ鷹飼ヲ待テ笠ヲヌイデ手ニ持テ、杖ヲ右ノ方ニツキ犬ヲイレヨ、草ヲ打テ犬ニヲシエヨ」などの記述があるように「犬飼」が犬を訓練していることが分かる。¹¹⁾以下、その調教の様子を列記してみよう。

- 「鶉」を見て追いかけるか否か、その犬の様子をみること(1オ)。
- 犬を呼ばずに「やり縄」をつけて引っ張ったり、緩めたりして飼い主の命令に服させる(1ウ)。
- 「鶉」を捕獲した時、その左羽を3枚抜き、犬の挟み加えたところに刺す。獲物を噛み殺さないようにする方法であること(2オ)。

- 「杖」で犬をなづける方法。油断せず、かつ杖で打つことで飼い主の意思に従う。
- 「ばんじハ杖の内に口伝あり、うち所あり、能たんれんすべし、置犬の内ニ見様有、但十八のむちに三十六の口伝と有て、口伝とゆふ事ハ放し犬に有、十八のむちとゆふ事ハ置犬ニあり」(3ウ)と記され、犬にもその使い道によってしつけが異なる。ここでいう「置犬」とは、日常的には綱をつけて活動させる犬をいうのだろう。「放し犬」とは、普段は綱をつけて飼育するが、野に出た場合などは、綱を放して獲物を追い込めさせる仕様の犬だろうか。¹²⁾
- 犬によっては、勝手に帰るなどの癖がでる。それを早く撓めて「置犬」にする。また飼い主の対応が犬の性質に反映する(4オ)。
- 「鶉」を狩るときなどは鷹が追い込められないこともあり、「杖」で指示してその落ちたところを犬に見せ、「風にあわせて」「鷹道」(鷹が獲物をとる仕様)と連動させて犬に指示を出す(5オ)。その際には鶉の首をふみ切らないように注意させることが大切(6オ)。
- 鳥などの「におへ」(臭い)の嗅がせ方として「つれ犬」があればそれを先に行かせて性向をみることも大切(6オ)。
- 鷹や犬が獲物の鳥(鶉)を食べることへの留意(6ウ・7オ・7ウ)。それらの犬の呼び方も「龍山公鷹百首」によれば、「犬、鷹を見しりてくはず、鳥をくふをわけくひと云也」、「かた口とまりたる犬なり」「もろ口とまりたる犬と云は鷹も鳥もくはぬを云也」とあることも参考となる。¹³⁾
- 犬が成長するに従い、「きき犬」「見る犬」「地をかむ犬」の3段階があり、鳥(鶉)などの扱いを子犬のころから仕込むことが大切、その時に「大事杖」が必要となる(8オ・8ウ・9オ)。
- 犬の見様について。「前足長く、毛あらく、みみちいさく、はし□ほそく打ちりたるごとく、目ハはし別ニ斗りまもり、まぶち高く、目色ハしゆたんにあふらをおとしたるがごとし、筋はり、むねひろく、くびほそく、かおうすにして、こしほそく、ほねふとく、如此そろいたるがよし」(9ウ・10オ)と記載されている。なお、これと似たような記述が「斎藤朝倉両家鷹書」に



「斎藤朝倉両家鷹書」(部分)
(続群第19輯中p369)

「一、犬のそうかう事、かくの如く成る犬よし、色々口伝ある也」として図入りで説明されている。¹⁴⁾

以上のように、当該史料「犬之書」乾巻の前半は犬を調教するための方法論が基本的に述べられている。しかし紙数10オからは犬に関する薬やその治療法が記されているので以下に節を改めて述べていく。

(犬への治療法の記述について)

当該史料「犬之書」乾巻のうち紙数10オからは、以下のように薬やその処方の仕方が示されている。

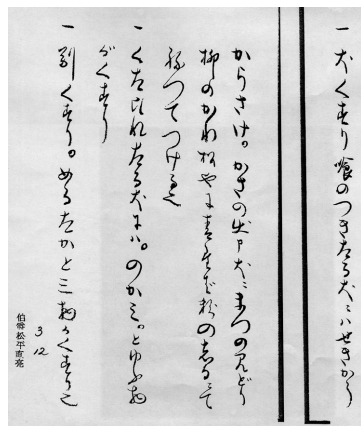
- ①「一、犬くすり、喰つきたる犬ニハ、せきかう・からさけ。かさの出申犬ニまつの見どり・柳にかわ・松やにに□たばこのしるにて、ねつてつける也」(10オ・10ウ)。
- ②「一、くたひれたる犬にハ、のかミとゆう物がくすり」(10ウ)。
- ③「別くすり、めるたかと三物がくすり也」(10ウ)。

わずかな記述ではあるが、犬への薬品とその処方の仕方を垣間見ることができるのである。

①では、食欲のなくなってきた犬には「せきかう」「唐酒」を与えるという。「せきかう」とは「石膏」の意味と考えられるが、「康頼本草」¹⁵⁾に味は「辛甘微寒無毒」とあり、「しろいし」ともいわれる備中産の石であった。「唐酒」は恐らくは日本産以外の「酒」なのであろうか。だがその詳細は不明である。

さらに「かさ(瘡)」の出た犬には「松の緑」(松葉を煎じたものか)や「柳の皮」(柳の樹皮を煎じたものか)などを与える。また「松脂」がよいともある。さらには「□たばこ」の汁を練って軟膏状にして塗ることもその効果が期待されていた。

次に②疲労した犬、又は年の行っている犬などには「のかミ」を与えるとよいとされる。「のかミ」とは「康頼本草」¹⁶⁾に「爵牀」と見え、「味鹹寒無毒、和乃加無、似香葉葉」とあるものに相当しよう。やや辛みのある香り高い葉とされる。また別の薬としては「めるたか」というものが薬としてつかえるというが、これは不詳である。



乾の巻 10オ～10ウ

(ロ) 坤の巻

次に当該史料「犬之書」坤の巻を説明する。この巻は、「くさり」(鎖・鉄)などの起こりについてその伝承を伝説的に記したものと考えられる。最後に「けんづえ」(犬杖)と「かりづえ」、つまり鷹飼と犬飼の関わりをのべている。

記述のはじめは「くさりの出所と申ハ天ぢくまかたこくより出申候。又ワウのていおうさる共、屋かたハそうにも、くろがねのあミをすえ、しかもくろがねのあミをはき、またはしらもくろがねのはしらやきて、すがた五分斗のむしが大工のきりのみ申し候(以下略)」(1オ)とあるように奇想天外の記述が続く。

さらに「くさりのおりかね」「たちのくさり」など踏鞴による鉄生産の話もあり、日本の三条鍛冶職のことも触れている(2ウ)。しかしその記述は筋を追うことが難しい。

そして本文最終のところには「犬にごとうのことは有、鷹にさんしゅのぢぎ有、それいかにと申すに、ねつのせいらいと申者は又よみじかえりをいたし、鷹もつかいたいと申すとも、かの犬にわかり、ひだりの手に鷹をすへ、ミぎの手にいぬをひかえて、そこにてはうきのくにて、鳥を鷹がとるとハ申す共、かの犬にかハリ鳥をしたがえるなり、そのゆゑをもつてみののくのにのしろ犬はめい犬なり、ねつせいらいより入申候」(4オ・4ウ)と記されて終わっている。読んでわかるようにその文章構成は変則的で意味を十分になしていない。そして「まがたこく」などインド地方からの鉄の伝播などの歴史を記しているが伝説的な記述と言うしかないものである。

2 「犬への医療行為」の可能性はいつまで遡れるか

第1章で述べたように、当該史料「犬之書」は一部の記述とはいえ、犬への治療とその処方を示す書であることは間違いない。ただその成立年代(慶長21年)というのには疑問があるといえるだろう。本章ではそのほかの史料から犬への医療的処方の状況を追ってみることでその成立の背景を考えてみたい。

(1) 長屋王木簡にみる「犬」について

古代における飼い犬の事例として確実な文献資料といえる長屋王家跡出土木簡は重要である。まずその史料を掲げよう。

① (表)「太若翁犬一口米一升小白」

(裏)「九月十四日 甥万呂

書吏」

(長142×幅24×厚4mm・平城京跡出土木簡SD4750)¹⁷⁾

② (表)「子生犬一米一升受長麻呂」

(裏)「十月十六日 山麻呂」(長192×幅34×厚4mm, 同SD4756)¹⁸⁾

①からは長屋王家には犬が飼われていたこと、その犬への食料として公費の米を支給していたことがこれらから明らかとなった。「太若翁」(おおわかみたふり)とは長屋王の子どもである。

②の史料木簡からは「つがい」で犬がいたことがわかるとともに母犬に米を与えていたこと、そこから生まれた犬の子を皇子「太若翁」に愛玩用として与えていたものかとも考えられている。¹⁹⁾

この事例のように国家から「犬」へ米が年間に何回か支給されていたことは、国家(長屋王家)にとって重要な位置を占める「犬」であり、その犬になんらかの用途があったとみるべきものだろう。愛玩用以外にも太らせて食用とするとの意見もある。また「御馬屋犬」という表記の木簡もあることから厩の番犬という説もある。²⁰⁾ 直接に証明はできないが、ここでは日常的な「犬の健康観察または管理」も行われていたと考える余地はあろう。

因みに長屋王家は天平元年(729)2月、王と王妃、吉備内親王ほかが自殺して家が亡びている。²¹⁾

(2) 国史・古記録・説話文学にみえる「犬」

次に説話物語等から犬世界を描いた史料を考えてみよう。

『日本書紀』によれば、用明2年(587)秋7月、物部守屋家臣で河内の捕鳥部万は蘇我馬子方に攻撃されて戦死する。飼い犬の「白犬」はその死骸を古い塚上に運んで、犬もそのまま餓死したという。^{22, 23)} その報告を得た朝廷は、万の遺族に万と犬の墓を同所に並んで造らせたという。その記述の中に「ととりべ」とでてくるので、彼は「鷹飼」の可能性が高いといえる。このように古代から「鷹」と「犬」との関係があることには注意すべきものというべきだろう。

以下、医療的行為ではないが、犬と人間との関わりや交流を示す事例を説話集などから列举してみよう。

『今昔物語集』巻11の11話に大きな狗「一ノ大キナル狗」が慈覚大師に瀨瀨城から逃れる道を教える場面が見えている。²⁴⁾ 同様の説話は『宇治拾遺物語』にも見えている。²⁵⁾

また「器量(いかめ)シク大キナル白キ狗」が達智門下に遺棄されていた乳児に白狗が乳を与えたことがあった。²⁶⁾ 「狗寄テ児ノ傍ニ副ヒ臥ス、(中略)狗児ニ乳ヲ吸スル也」と記されている。さらに「白キ犬」(犬頭糸)²⁷⁾ が蚕を食べたために上質

の糸をはいて主人を援ける話がある。「屋ノ後ニ有畠ノ桑ノ木ノ生タル本ニ犬ヲバ埋ツ」とあるように役に立った犬として葬られていることが知られる。

また人間にはなつかない関係にある犬もいた。「其隣ニ住ケル人ノ許ニ白キ狗ヲ飼ケルガ」「十二三歳許有女ノ童」が普段から狗と険悪な関係にあった。²⁸⁾ ある時にその女の子は病を得て他所に移ったが、それを嗅ぎつけた犬とともに嘔み合って死んだという。さらに「器量(いかめし)ク大キナル白キ狗」がいたが、北山辺で女を妻とするような白い大きな狗であったという。²⁹⁾ また『古事談』には、「大犬ノ白色ナル」がいたが、ある人が普賢菩薩に病氣平癒を祈念したところ枕元に白犬が踰れて毛を一つかみ残していったという。³⁰⁾ 「白犬」は「小神通」のものであるとも安倍晴明は説明をしている。³¹⁾ このような「神性」を備えた「白犬」をあがめる習慣があったのではなかろうか。

『十訓抄』の事例では橘広相は死後に犬となり、「大道に赤犬どもおほくはしりちりて『阿衡々々』と鳴て人をくひけり」とあるが、³²⁾ それは仁和3年(887)におきた藤原基経と橘広相の「阿衡事件」に伴う寓話に関わるものであるとともに路上に群れをなしている野犬を想定させる。

『峯相記』によれば聖徳太子の従軍者枚夫はある時に家の下僕が妻と密通したことを知った。³³⁾ その下僕に殺されそうになった枚夫は飼犬2匹の黒犬にそのことを語る。すると犬は下僕を喰い殺してしまった。枚夫は妻を離縁して、すべての財産をその黒犬に譲るが、すぐに寿命がきて亡くなったためにその犬を地主神として祀ったという。この話は兵庫県神崎町法楽寺にある、通称「犬寺」の由来というものである。³⁴⁾

【小括】

以上、犬と人間の多彩な交流を物語る事例を適宜挙げてきたが、これらから分かるように犬は忠義や報恩を行う象徴的な存在として描かれており、特に「白犬」「大きな狗」は人間界とも共存する存在であることを想定させる。犬は人間の身近にいたからこそ、こういった形で人とも交流を果たすことができたのである。しかし犬への医療的行為を示すものはない。だが人間との日常生活にあれば犬の「健康状況」への注意もまた存在していたとみてよいだろう。

(3) 犬墓と人間の関わり

次に視点を変えて犬への供養的な行為や地名伝承から犬と人間の関わり、なかでも医療的行為が行われていた可能性が高い事例を考えてみたい。

『播磨国風土記』託賀郡伊夜丘の条には「犬墓」が見えている。^{35,36)} 応神天皇が

麻奈志漏(まなしろ)という名前の犬を飼っていた。猪狩りに活躍するが、ある時に猪と戦って死んでしまう。猪を射った場所なのでそこを「伊夜丘」と名付け、西にその「犬墓」を造ったという。また鳥根県にある「宍道」もまた『出雲国風土記』によれば、意宇郡宍道郷によった大国主命が犬を連れて猪を追った場所であり、ともに石像となって今に残るといふ。地域地名「宍道」と名付けられた伝承である。³⁷⁾ これらの説話はいわば「地名の起源」を物語るものであるが、主人公である「犬」への埋葬供養の前段階にあって、それへの延命的処置をも想定して良いだろう。

ところで大和朝廷による犬養部の設置については、犬への飼育管理という点で医療的行為との関連性を強く想定させるものである。

『日本書紀』安閑2年(535)8月1日条によれば、「秋八月の乙亥の朔に詔して国々の犬養部を置く」と記載されている。³⁸⁾ 律令国家の軍事部門を果たす県犬養・稚犬養・安曇犬養・海犬養部をここに設置している。この下に組織された「犬養」がいて犬の飼育をしていたことが分かるが、むしろ狩猟用ではなくて警護番用としての「犬」の用途があったと考えられる。それは次の記述が参考となろう。「桜井田部連、県犬養連、難波吉士等に詔して屯倉の税を主掌らしむ」(安閑2年9月3日条)と記されている。³⁹⁾ 地方にある屯倉(税の徴収)や朝廷の諸門警備役としての仕事を負っていたのが、彼ら桜井田部連、県犬養連、難波吉士等であったからである。

これまで見てきたように「犬墓」などの存在は「犬」自身への報謝または慰霊の対象となっている存在であることを想定できる。また警護番役としての「犬」に対してはこうした視点は見られず、医療的な行為も記録されていない。しかし朝廷の公的管理という点からみれば「犬」への医療的行為の可能性もあるとみるべきではないだろうか。直接的な証明は難しいが想定しておきたい。

(4) 平安時代～鎌倉初期における犬医療行為への萌芽

(イ) 御所の犬「翁丸」

最後に平安時代に御所の飼い犬「翁丸」の存在とその犬に対する初期医療行為の可能性を考えてみたい。

長保2年(1000)3月、一条天皇の御所に「翁丸」という名の犬と天皇寵愛の「命婦のおとど」(五位の女房)という名をつけられた猫がいた。⁴⁰⁾ 猫付きの女官馬命婦は、猫が言う事を聞かないので犬の「翁丸」に「くへ」(飛びかかれ)といってこれを脅した。あわてて猫は天皇のいる御簾内に逃げ込む。驚いた天皇は蔵人源忠隆に命じて「この翁丸うちてうじて、犬鳥へつかはせ、ただいま」と早急な処置を命じた。この犬「翁丸」は蔵人たちに打ち追いまわされて捕まって犬鳥⁴¹⁾へ流された。

この犬「翁丸」は3月3日節句には頭弁藤原行成が「翁丸」の頭に柳の冠、首には桃の花、腰には桜の花を飾りたてて練り歩かせたというほど皆から注目されていた犬であった。3,4日経った頃「ひるつかた、犬いみじうなくこゑのすれば、なぞの犬かくひさしうなくにかあらん、よろづの犬とぶらひみにく。「あないみじ、犬を蔵人二人してうち給ふ、死ぬべし、犬をながさせ給ひけるが、かへり参りたるとて、ていじ給ふ、心憂の事や、翁丸なり」と皆が噂していた。昼ごろに吠え叫ぶ犬がいた。蔵人二人がこれを叩いていたのだ。それにあわせてたくさんの犬も集まってきた。御所関係者は「翁丸」のことを思い出し、「犬嶋」に流されたと聞くが帰ってきたのかしら、と心配していたという。

夕つかた、いみじげにはれ、あさましげなる犬のわびしげなるが、わななきありけば、『翁丸か、この頃かかる犬やはいりく』といふに『翁丸』といへど聞きもいれず、(中略)『右近ぞ見知りたる、よべ』とて召せば(中略)『似ては侍れど、これはゆゆしげにこそ侍るめれ、また『翁丸か』とだにいへばよろこびまうでくるものをよべどこず、あらなめり。

ある日の夕方、ひどく腫れあがって酷い様子の犬がわななき歩いてきた。「翁丸」とよんでも振り向きもせず、よく知る「右近」に確認させたが結局分からなかったという。また夕方に物を与えようとしたがその犬は何も食べなかったという。

翌朝、中宮の定子は整容しながら縁柱の下にいる犬を見て、「昨日は翁丸をひどく叩いてしまった。死んでしまったのかしら、哀れに思う。今度は何に生まれ変わってくるのだろうか」と語ったという。

このみたる犬のふるひわななきで、涙をただおとしにおとすに、いとあさまし、さは翁丸にこそはありけれ、よべはかくれしのびてあるなりけり。

それを聞いていた「このみたる犬」はわななきながら涙を落したという。そこで「翁丸」であることがわかったので、天皇からも再び御所にいることを認められた。

うへの女房などもききて参りあつまりて、よぶにも今ぞ立ちうごく、『なほこの顔などはれたる、物の手をせさせばや』といへば、『つひにこれをいひあらはしつること』などとわらふに(下略)。

この話を聞き及んだ女官たちも「翁丸」の様子を見に集まってきた。そして「顔がはれている様子なので「物の手」をしてあげなくては」と中宮は命じたという。それでようやく「翁丸」ということも分かって皆で笑いあったという。

『枕草子』にみる御所の犬「翁丸」に対して、ここでは「物の手」を差し伸べることが命じられている。「物」とは「物し」の意味を持ち「ばく然とある動作を示す」語彙と考えられる。⁴²⁾ そうであればここでは明らかに「人の手」が「翁丸」に差し伸べられた可能性が高いといえる。つまり「手」=手段・計略・方法などで何かが施されたと考えてよい。⁴³⁾ その「手」とは現代でいえば「医療的行為」に相当すると考えるものである。

(ロ) その他の事例から

藤原道長は「白き犬を愛してなん飼せ給ければ」とあるように「白き犬」を飼い犬として愛玩していた。ある時に彼が法成寺の門を通ろうとした時、制止するように犬が裾を咬めて放さなかった。安倍晴明が占うと呪詛物が埋められていたという。⁴⁴⁾ 時期的には当該法成寺での両者の関係はあり得ないが、道長が日常的に「白き犬」を大切にしていたことは明白だろう。

また次の「犬供養」を行った清水寺別当僧清範の説話も「犬」への慈悲的行為の存在を想定できるだろう。⁴⁵⁾

法事しける人の講師に請ぜられていくを(中略)ただいまや過去聖霊は蓮台の上にはひよとほえ給らん、とのたまひければ、さればよ、こと人かくおもひよくなましや、なをかやうのたましひある事は、すぐれたる御房ぞかし。

この僧は説法が大変上手で法話のなかで「犬の成仏」したことを話した。人への説法の話題の一つとして取り上げた可能性もあるが、犬への供養は「犬を憫んで憐れむ行為」の痕跡を考えてよいだろう。

なお平安末期の承安2年(1172)、後白河上皇「御寵犬」の存在も注意すべきものであろう。⁴⁶⁾

早旦、穢事、院に候ずの人々に問う、おのおの答へて云く、昨日寅(午前4時頃)の刻ばかり、御寵犬 大斑と云々、夭死すと云々。

この日の前日に伊勢神宮奉幣使派遣の決定があった。しかし犬の死による「穢」が院に参入していた御読経番の藤原行頼と花香の藤原基輔に「甲穢」となってしまうという記事である。当時の人々は人と動物の「穢」に触れることを極度に警戒していたことはよく知られている。⁴⁷⁾ それにより朝廷儀式が滞ってしまうことが大きな要因であった。

ここで注意すべきは後白河院が「大切に飼っていた犬」であることが「御寵犬」という表現に顕れている。「大斑」と呼ばれていることから毛の模様がそのようで

あったのだろう。おそらく仙洞内では、院司以下によって院の「御寵犬」への日常的保護が十分されていたのではないかと考えられる。しかし「触穢」を恐れる上級貴族たち、特に男たちの、「初期医療的行為」の存在はあまり想定できないとみるべきだろう。

【小括】

以上縷々述べてきたことを「犬への医療的行為」という視点でまとめておこう。

御所内には飼われる「犬」もいたことが知られる。「猫」もまた愛玩用でもあった様子である。一般に「犬」は「穢」を持ち込むことが多いので追われることが多かった。そのような中で長らく飼育されていた「翁丸」の存在は特別だったといえるだろう。御所では女房らが「翁丸」の顔の腫れを処置するよう指示されていたことが分かった。まさに、この事例が犬への医療的行為の萌芽であることは明確であろう。同時に男性上級貴族たちによるこうした行為はほとんど想定できないようである。

むすび

横浜市金沢区六浦の日蓮宗上行寺境内には3mにも及ぶ大きな宝篋印塔が現存する。文和元年(1352)末に六浦(荒井)妙法という人物が「牛馬六畜」供養のために建立したのである。⁴⁸⁾ 鎌倉への物資搬入拠点でもある湊六浦には当然ながら牛馬が投入され、人や物の運搬に酷使されていたことは想像できる。その家畜たちの労をいたわるためにこれが建てられたことを意味する。あわせて妙法は翌年4月以前に六浦瀬戸橋をも自費で建て直しを行っている。⁴⁹⁾ 妙法は「有徳人」といわれ、湊六浦を拠点に江戸湾流域を活動の場とする交易商人であり、それだけに社会的な諸事業を展開、あわせて慈善的事業なども行っていたのである。⁵⁰⁾

いわば直接的に牛馬に関わる人々(馬借・商人等)が道具としての動物(牛馬)へ、慈悲的な行為を行おうとし始めたのもほぼ南北朝時代以降からと見てよいかもしれない。こうした伝統が今も各地に残る動物供養に繋がることは肯定できるだろう。⁵¹⁾ このようにみえてくると、本稿で取り上げたような狩猟動物としての「犬」を規定していた当該史料「犬之書」、それは「鷹飼」との関わりで「犬飼」を考える必要があることも否めない。同時に説話等を通じて触れてきたように「犬」は「有用動物」又は「愛玩動物」であるだけにその「健康管理」という発想があってもおかしくはないと考えている。

以上から当該史料「犬之書」基本形のうち、特に「医療的行為」とその「処方」に関する記事に関しては、その原初形態はほぼ慶長(1596~1615)以前、室町後期

にはある程度まとまった知識として生れていたと見てよいと考える。

謝辞

宮内庁図書寮文庫には所蔵される「犬之書」の複写及び研究のための一部翻刻と報告の御許可をいただき感謝申し上げます。また日本獣医史学会理事長小佐々学博士には、史料所在や閲覧本刻の諸手配及び参考資料等の御指導をいただきましたこと感謝申し上げます。

参考文献および註

- 1) 白井恒三郎：日本獣醫學史，p165-172，文永堂(1944)，復刻版同(1979)
- 2) 小佐々学：池本卯典ほか編，獣医学概論 第2章獣医史学，緑書房(2013)
- 3) 谷口研語：犬の日本史，PHP選書，105，PHP研究所(2000)
- 4) 埜保己一：続群書類従(以下，続群と略)19中輯卷545，続群書類従完成会(1975)
- 5) 岩澤愿彦監修：系図纂要第13滋野氏，p267，名著出版(1997)
- 6) 続群19中輯卷357.
- 7) 太田亮編：姓氏家系大辞典，欄津氏の項目，角川書店(1963)
- 8), 9) 太田亮編：姓氏家系大辞典，ヲバセ・イケダの項目，角川書店(1963)
- 10) 続群19中輯卷543，鷹口伝。続群19中輯卷545，養鷹秘抄。なお二本松泰子：中世鷹書の文化伝承，三弥井書店(2011)を参照。
- 11) : 続群19中輯卷541，p218.
- 12) : 養鷹秘抄という伝書には「犬のさかくりとは犬の鳥を失て跡に帰るを申す也，やり繩とは馬上の犬引時の繩也，さはし繩とは犬引の引繩也」とあるのも参照されたい。続群19中輯卷545，p346.
- 13) 続群19中輯卷549，龍山公鷹百首，p675.
- 14) 続群19中輯卷546，斎藤朝倉両家鷹書，p369.
- 15) 続群卷30，p456.
- 16) 続群卷30，p440.
- 17), 18), 19) 渡辺晃宏：平城京1300年「全検証」，p98-99，柏書房(2010)
- 20) 渡辺晃宏：平城京1300年「全検証」，p97-99.
- 21) 渡辺晃宏：平城京1300年「全検証」年表による。
- 22) 黑板勝美編：日本書紀卷21，下p109，岩波文庫(1944)
- 23) 小佐々学：日本獣医史学雑誌38号，日本書紀の捕鳥部萬の白犬墓，p47-50(2001)
- 24) 山田孝雄ほか校注：今昔物語集卷11の11話，p82，日本古典文学大系，岩波書店(1961)
- 25) 中島悦次校註：宇治拾遺物語卷13の10，角川文庫(1960)
- 26) 山田孝雄ほか校注：今昔物語集卷19の44，p138.
- 27) 山田孝雄ほか校注：今昔物語集卷26の11話，p446.

- 28) 山田孝雄ほか校注：今昔物語集巻26の20話, p468.
- 29) 山田孝雄ほか校注：今昔物語集巻31の15話, p278.
- 30) 丸山次郎ほか校訂：古事談巻3の97話, 新改訂増補『国史大系』第18巻所収, 元著は源顕兼の編。建暦2年(1212)以降成立。
- 31) 丸山次郎ほか校訂：古事談巻6の62話。
- 32) 永積安明校訂：十訓抄, 上4の16話, p120, 岩波文庫(1942)
- 33) 阿部猛ほか編：峯相記, 播磨国鷓莊資料, p315, 八木書店(1970) 本史料は播磨鷓足寺僧某の著作で永正8年(1511)以前に編成されていたものである。
- 34) 大阪市立美術館蔵『犬寺縁起絵巻』(上・下)にあるというのが筆者は未見である。
- 35) 武田祐吉編：播磨国風土記, 託賀郡伊夜丘の条, p219, 岩波文庫(1937)
- 36) 小佐々学：日本獣医史学雑誌38号, 播磨国風土記の品田天皇の獺犬麻奈志漏の墓, p43-46(2001)
- 37) 武田祐吉編：出雲国風土記, 託賀郡伊夜丘の条, p89.
- 38) 黒板勝美編：日本書紀, p306, 岩波文庫(1931)
- 39) 黒板勝美編：日本書紀, p306, 安閑2年9月3日条
- 40) 池田亀鑑校訂：枕草子, 第9, p30, 岩波文庫(1962)
- 41) 「犬島」とは野犬類を捕獲して収容する施設で, 数日後に犬が帰ってきたことから河原などの中の島を利用していたのではないかと考えられる。御所に近いとすれば賀茂川あたりの中洲を利用していたのではなかろうか。
- 42) 武田祐吉ほか：角川古語辞典, 角川書店(1965)
- 43) 武田祐吉ほか：角川古語辞典。
- 44) 中島悦次校註：宇治拾遺物語巻14の10話, p338以下。同話は『古事談』にもあるが安倍晴明は寛弘2年(1005)没。法成寺建立は寛仁4年(1020)なので兩人がともに逢う時期はなく, 架空の話となる。
- 45) 松村博司校注：大鏡, 第6太政大臣道長下, p262, 岩波文庫(1964) なお『今昔物語集』巻17の38も参照のこと。
- 46) 宮内庁書陵部編：九条家本玉葉二, 承安2年(1172)5月29日条, 明治書院(1995)
- 47) 山本幸司：穢と大祓, p32-35, 平凡社選書144, 平凡社(1992)
- 48) 神奈川県立金沢文庫編：特別展図録「六浦瀬戸橋」, p28, 金沢文庫(1995)
- 49) 金沢文庫文書, 文和2年4月27日武蔵国六浦瀬戸橋供養表白, 古書337函。神奈川県史編纂室編：神奈川県史資料編3古代中世3下4226号。
- 50) 千々石到：上行寺と上行寺周辺の中世史料, 三浦古文化40, 京浜急行電鉄(1980)
- 51) 梅原猛：共生と循環哲学, 小学館(1996) 中村禎里：祭祀と供犠—日本人の自然観・動物観, 法蔵館(2001)

Summary

“Inu no Sho (Textbook of Dogs)” and the History of Canine Veterinary Medicine in Japan

ITO Kazumi¹

Dr. Kozaburo Shirai’s “Nihon Jui Gakusi (History of Veterinary Medicine)” published in 1944 in Tokyo is the first Japanese book described about a history of veterinary medicine. Dr. Shirai described “Inu no Sho (Textbook of Dogs)” owned by The Imperial House Library, Archives Division, Archives and Mausolea Department, Imperial Household Agency, as the first canine veterinary book in Japan. This article reviews the details of the text and assess its evaluation as canine veterinary textbook. The author reveals its relationship to “Yo sho (Textbook of Hawks)” and also describes “Inu kai (Dog keeper).” The book says it is written in Keicho 21st, but it should Genna 2nd (both 1616) because of changing the name of era in 1615.

Based on other texts and narratives, one of the earliest canine veterinary medicine described in this text could extend back to the end of 10th through the beginning of 11th century, during Heian period. “Gyu Ba Rikuchiku Kuyo To (Memorial for six animals including cattle and horse)” at Mutsuura, Kanazawa-ku, Yokohama city, Kanagawa prefecture built during Nanboku-cho period (mid to late 14th century) could be regarded the widespread of memorial, therapy, and protection toward animals, thus description of canine veterinary medicine in the text could be back extend back to about the late Muromachi period (the beginning to the middle of the 16th century).

1. ITO Kazumi

Director, Nonprofit Organization Archaeological Institute of Kamakura
4-12-11 Kotsubo Zushi, Kanagawa 249-0008
Yusuian Bunko Ito Culture Institute TEL : +81-90-4012-7089